

豊橋市高齢者福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市高齢者福祉計画の策定及び実施に関し、関係者の意見を反映させるため、豊橋市高齢者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、豊橋市高齢者福祉計画の策定及び実施について専門的見地から意見を述べるものとする。

(委員の構成)

第3条 委員は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員会に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部長寿介護課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

検討委員会 9名

構 成 員	
豊橋市医師会からの推薦	1人
豊橋市歯科医師会からの推薦	1人
豊橋市薬剤師会からの推薦	1人
豊橋市老人クラブ連合会からの推薦	1人
豊橋市シルバー人材センターからの推薦	1人
豊橋市民生委員児童委員協議会からの推薦	1人
豊橋市社会福祉協議会からの推薦	1人
学識経験を有する者	1人
お互いさまのまちづくり協議会委員	1人